

## 英国・ドイツの政治資金制度の概要

## 1. 英国

英国における政治資金制度は、19世紀末以来、主に候補者個人の選挙運動費用の制限により行われてきた。これは大きな成果を挙げたものと評価されているが、近年の選挙運動のあり方の変化を踏まえ、政党等の政治資金に対する規制の必要が認識されることとなるに至り、公務倫理基準委員会の第5次勧告を受け、2000年に政党、選挙及び国民投票法（Political Parties, Elections, and Referendums Act 2000。以下「PPERA」という。）が制定された。また、この法律に基づき、選挙委員会が設置された。

現在は、政党等についてはこのPPERAにより、候補者個人については主に国民代表法（Representation of People's Act 1983。以下「RPA」という。）により規制されている。

## (1) 収入及び支出の制限

政党の収入に係る制限は、500ポンド<sup>1</sup>を超える寄附及び借入について対象となる。PPERAは寄附又は貸付をすることができる者の要件を定めており（英国有権者、英国で登録された企業、英国の政党、英国の労組等）、これに当たらない者からの寄附又は貸付を受けることは禁止されている。政党が寄附を受けた際には、30日以内に当該寄附を受領するか否かを判断することとされており、寄附者が上記の要件に当たるか否かを確認する責任が課されている。また、寄附及び借入については、3ヶ月ごとに選挙委員会に報告することが義務付けられている<sup>2</sup>。

候補者個人は、RPAの規定により、50ポンドを超える寄附について、その受領の判断をするとともに、選挙委員会への報告義務が課されている。

支出に係る制限としては、選挙運動費用<sup>3</sup>の上限額が定められている。政党の場合、総選挙前の365日間で1,950万ポンド<sup>4</sup>が上限となる。候補者個人については、議会

<sup>1</sup> 1ポンド=約144円（平成25年3月22日現在）

<sup>2</sup> 政党本部に対するものは7,500ポンドを超える場合、政党の会計支部に対するものは1,500ポンドを超える場合に、寄附者の名前（名称）、住所、金額、寄附の到達及び受領の年月日を報告する。なお、受領しないこととして返還した寄附についても、その金額、寄附の態様、到達及び返還の年月日等について報告の必要がある。

<sup>3</sup> 選挙運動費用に含まれるのは、広告、ダイレクトメール、メディア、交通費、大会費、政見放送、マニフェスト等の文書、マーケットリサーチ、個別訪問に要する経費である。

<sup>4</sup> 全ての選挙区に候補を立てた場合の額。なお、各地域議会（スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）の選挙及び欧州議会の選挙については、異なる期間・上限額が適用される。

の解散から投票日までの期間で7,150ポンド+選挙区内の有権者数×7ペンス(都市部の選挙区については5ペンス)、また、総選挙の行われる年の1月から議会の解散までの期間で25,000ポンド+選挙区内の有権者数×7ペンス(又は5ペンス)が上限となる。

## (2) 会計報告及び公開

大別して、①年次会計報告、②選挙運動費用報告、③寄附等報告の3種類があり、主体ごとに求められる書類が異なる。(表1)

①の作成・提出が求められるのは政党である。総収入又は総支出が25万ポンドに満たない場合は末日から4ヶ月以内に、また、25万ポンドを超える場合、末日から6ヶ月以内に外部監査人の監査を受け、その報告書を添付して、選挙委員会に提出する。

②は政党、候補者、第三者<sup>5</sup>のいずれにも求められるものであり、投票日から3ヶ月以内(25万ポンドを超える場合は監査を受け6ヶ月以内)に提出する。

③は政党及び第三者に求められるものであり、上記のとおり、3ヶ月に一度、一定金額以上の寄附について報告するとともに、選挙期間中は1週間に一度、一定金額以上の寄附について報告する。

選挙委員会は、政党や第三者から提出された報告書を公表する。

## (3) 政治資金に係る監査

年次会計報告又は選挙運動費用報告にあたり、収支いずれかが25万ポンドを超えるときは、有資格監査人による外部監査を受け、報告書を添付する必要がある。

## (4) 選挙委員会の機能・権限

選挙委員会は、提出を受けた報告書の審査、公表、分析を行っており、また、制裁を含めた法令執行の権限も有している。

---

<sup>5</sup> 選挙の結果に影響を与える活動を行うために一定規模以上の支出を行う個人又は団体(政党及び候補者を除く)。

表 1

	政党		候補者	第三者	
報告書の種類	年次報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄付報告書</li> <li>・ 貸付報告書（注1）</li> </ul>	選挙運動費用支出報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動費用支出報告書</li> <li>・ 寄付報告書</li> </ul>	
報告対象期間	1月～12月	四半期報告書 1月～3月 4月～6月 7月～9月 10月～12月	選挙期報告書 選挙運動期間中、7日ごと	選挙の投票日以前の365日間	
主な記載内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一年間の活動の概観</li> <li>・ 収支報告書</li> <li>・ 貸借対照表</li> <li>・ 収支報告書及び貸借対照表の内訳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政党本部への7,500ポンド超、会計支部への1,500ポンド超の寄付等の詳細</li> <li>・ 寄付が許容されない者からの寄付や寄付者が特定できない寄付の詳細</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政党本部への7,500ポンド超の寄付の詳細</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出（項目ごと）の概要</li> <li>・ 実際の支払、概念支出、未払の請求、異議のある請求の詳細</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出（項目ごと）の概要及び詳細</li> <li>・ 未払の請求、異議のある請求の詳細</li> <li>・ 個人的支出の総額及び詳細</li> <li>・ 寄付（寄付が許容されない者からの寄付も含む）の詳細</li> </ul>
提出期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総収入又は総支出が25万ポンド超：有資格監査人の報告書を添付の上、報告対象期間末から6か月＋7日以内</li> <li>・ 総収入又は総支出が25万ポンド以下：報告対象期間末から4か月以内</li> </ul>	各報告対象期間末から30日以内	各報告対象期間末から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出が25万ポンド超：有資格監査人の報告書を添付の上、投票日から6か月以内</li> <li>・ 支出が25万ポンド以下：投票日から3か月以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支出が25万ポンド超：有資格監査人の報告書を添付の上、投票日から6か月以内</li> <li>・ 支出が25万ポンド以下：投票日から3か月以内</li> <li>・ 寄付報告書は選挙運動費用支出報告書と同時に提出</li> </ul>
備考	会計支部は総収入又は総支出が2万5000ポンド超の場合に年次報告書を提出		200ポンド超の支出には請求書又は領収書の添付が必要	20ポンド以上の支出には請求書又は領収書の添付が必要	200ポンド超の支出には請求書又は領収書の添付が必要

（注 1）表中では寄付報告書について記載したが、貸付報告書についても、ほぼ同様である。

（注 2）表中では選挙運動費用支出報告書について記載したが、選挙準備期間の支出報告書も同様である。

（注 3）候補者以外は選挙委員会に報告書を提出する。

（出典）木村志穂「英国の政治資金制度」『レファレンス 平成 23 年 12 月号』,2011, p206

## 2. ドイツ

ドイツにおける政治資金制度は、政党を中心とした体系となっている。憲法（ドイツ基本法）第 21 条において、政党は国民の政治的意思形成に協力するものとして法的な地位を与えられ、公的な役割を果たすこととされており、それらの活動に要する資金の一部として、国庫から補助（政党助成）を受ける。政党の資金及び会計については、政党法に規定されているが、この法律は、第 2 章において政党の民主的な内部組織のあり方について、第 4 章において選挙で一定以上得票した政党に対する国庫補助について、また、第 5 章で会計報告について詳細に定めている。

### （1）収入及び支出の制限

収入については、質的制限として一定の寄附の受領が禁じられているが（公法人、院内会派、政治的財団等による寄附、1,000 ユーロ<sup>6</sup>超の外国人献金、500 ユーロ超の匿名寄付等）、量的制限は導入されていない。ただし、年間で1万ユーロを超える寄附については、氏名・住所及び寄附金額を明示した一覧を会計報告書に添付して提出することとされている。また、5万ユーロを超える大口の寄附については、遅滞なく連邦議会議長に申告しなければならない。議長は、寄附者を明示した上で、連邦議会公報において迅速に公開する。

支出については、特段の制限は設けられていないが、企業への出資、特にメディアへの出資については、会計報告の中でその内容を明らかにすることが求められる。

### （2）会計報告及び公開

政党の会計報告書は、会計年の翌年9月末までに、連邦議会議長に提出されなければならない（最大3ヶ月延長可能）。期限までに提出がなかった場合、政党は政党助成（寄附金等分）の請求権を失うことになる。さらに、次の年の12月末まで提出がなかった場合は、政党助成（得票数分）の請求権をも失うことになる<sup>7</sup>。

会計報告書は政党法 24 条に基づき、収支計算書、貸借対照表及び説明の部から構成される。国民が政党資金を適宜監視することができるよう、会計報告書は毎年公開されると同時に、連邦議会議長において、政党の収支及び財産状況の概要を比較した報告書が作成される。

---

<sup>6</sup> 1 ユーロ＝約 122 円（平成 25 年 3 月 22 日現在）

<sup>7</sup> 政党助成については、次ページ（5）を参照

### (3) 政治資金に係る監査

会計報告書の提出の際は、あらかじめ経営監査士又は経営監査会社により、政党法の規定にしたがって監査を受ける必要がある。ただし、直近の連邦議会又は欧州議会選挙において有効投票数の少なくとも 0.5%、又は直近の州議会選挙で有効投票数の 1.0%を得られなかった政党については、公認帳簿監査士又は帳簿監査会社による監査も認められる。さらに、政党が会計年中に 5,000 ユーロ超の収入又は財産を有さないときは、監査を受けなくても差し支えない。

監査の対象は、連邦本部、州支部及び少なくとも 10 の地域支部（概ね選挙区単位）である。

### (4) 連邦議会議長の機能・権限

連邦議会議長は、政党から提出された会計報告書の形式及び内容について検査する。具体的には、提出期限及び会計報告書の形式基準の遵守についてのほか、内容の信頼性についてである。

### (5) 政党助成について

政党法第 4 章の規定に基づき、直近の連邦議会選挙又は欧州議会選挙において有効投票数の 0.5%、又は 1 つの州議会選挙で 1.0%を獲得した政党に対し、国庫補助金が交付される。

配分の基準は、①政党が欧州議会、連邦議会、州議会選挙において得た得票数、及び②政党が党費、分担金、寄附金として集めた金額の 2 つであり、①については 1 票当たり 0.70 ユーロ（400 万票までは 0.85 ユーロ）、②については、寄附金等 1 ユーロにつき 0.38 ユーロ（ただし自然人 1 人につき 3,300 ユーロまでを算入）とされている。